

第二次意見素案について

名前 大谷恭子

該当箇所 (頁と行、又は項目)	文案 (追加、又は変更)	理由
<p>3、基本的施策関係に新しく追加すべき事項</p>	<p>(家庭及び家族の尊重)</p> <p>1 権利 障がいのある人は、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をする権利、家族を形成し、子どもを養育する権利、子どもの数及び出産間隔を自由に決定する権利、その年齢に適した方法で生殖、出産及び家族計画に関する情報及び教育を受ける権利、並びに生殖能力を保持する権利を有する。</p> <p>2 適切な支援 国及び地方公共団体は、前項の権利を実現するため、障がいのある人が、性を否定されることなく個人として尊重され、性、生殖、婚姻、家族、親子関係、親族関係及び子どもの養育に関して、並びにこれらに関する教育、情報提供、保健サービスに関し</p>	<p>障害者権利条約第23条1項、2項は「家庭および家族の尊重」として、いわゆるリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を規定している。障害者、特に障害のある女性はこの権利が否定されてきたのであり、女性の人権の視点からも明文で規定する必要がある。</p>

	<p>て、適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。</p>	
<p>20頁3行目以降に以下の文章を加えること。</p>	<p>(インクルーシブ教育制度の構築)</p> <p>「障害者権利条約においては、あらゆる教育段階において、障害者にとってインクルーシブな教育制度を確保することが必要とされている。</p> <p>障害の有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う共生社会の構築に向け、学校教育の果たす役割は大きい。人間の多様性を尊重しつつ、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害者が差別を受けることなく、障害のない人と共に生活し、共に学ぶ教育(インクルーシブ教育)を実現することは、互いの多様性を認め合い、尊重する土壌を形成し、障害者のみならず、障害のない人にとっても生きる力を育むことにつながる。</p> <p>また、義務教育だけでなく、就学前の教育、高校や大学における教育、就労に向けた職業教育や能力開発のための技術教育、生涯教育等についても、教育の機会均等が保障されなければならない。」</p>	<p>第1次意見において2)教育の「推進会議の問題認識」の冒頭、右の点が確認されている。</p> <p>この趣旨は障害者基本法に反映されなければならないのであり、第2次意見にも改めて確認されるべきである。</p>

<p>21頁上から1行目に以下の文章を加えること。</p>	<p>・障がいのある人は、あらゆる年齢段階において、尊厳及び自己の価値に対する意識を十分に育成し、人権及び人間の多様性を尊重し、その能力を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加することを目的とするインクルーシブ教育（共生教育）を受ける権利を有し、この権利を実現するため、障がいのある人が自己の住む地域社会において、必要な支援を受けながら、障がいのない者と共に学ぶ教育制度を構築し、生涯学習を整備するために必要な施策が講じられなければならないこと。</p>	<p>現行障害者基本法の教育条項14条1項は「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう・・・」と規定しているが、「障害の状態に応じ」支援が保障されるべきであり、「障害の状態に応じた十分な教育」との規定は誤解を生じる。よって権利条約が規定する教育の目的に合致したインクルーシブ教育制度の構築について規定を設けるべきである。</p>
<p>21頁上から7行目に以下の文言を加えること。</p>	<p>・学校設置者は当該障害者に合理的配慮を提供することはもとより、追加的な教職員の配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずること。</p>	<p>合理的配慮は個別のものであり、それがなければ差別となるものであり、よって直ちに保障されなければならないが、一般的な条件整備は段階的に整備されるものである。これにつき一部誤解があるようなので、これを明記しておいた方が混乱がないと思われる。現行障害者基本法14条1項、2項に対応したものとして、文言を修正し、規定されるべきものである。</p>

20頁（交流および共同学習）に以下の文章を加えるべきである。

「交流および共同学習」は、2004年障害者基本法改正時に挿入された条項である。これはこの改正時に原則分離の現行教育制度を改正するべきであるとの要求に対し、現行制度を維持することの見返りとして挿入されたものである。しかも当初の政府案は、交流教育だけであったが、すでに共に学ぶ教育実践が存していたことから、これに対する法的根拠と「共に学ぶ」ことを推進するべきであるとの強い要求をうけて「共同学習」という文言が最終段階で挿入された経緯がある。よって当初は交流教育と共同学習は別のものと位置づけられていたが、施行後は「交流および共同学習」はひとつのものであるとの説明がされるようになってきている。

「交流および共同学習」は原則分離別学の現行制度を維持するために挿入されたものであるという立法経緯を明確にし、この現行制度を改めるにあたって、交流教育を今後どのように位置付けるべきかを検討するべきである。

第二次意見素案について

第27回 障がい者制度改革推進会議 (H22.12.6)

関口委員 当日提出資料

名前 関口 明彦

該当箇所 (頁と行、又は項目)	文案 (追加、又は変更)	理由
13頁 国際協調 を協力を直す。	協力	目次でも協力になっている。
13頁 9行目 向けた国際的な潮流を踏まえ	向けた障害者権利条約を踏まえ	条約の批准が前提となっていること、及び条項を留保している国々も存在することから。
24頁 15行目 精神保健福祉法を抜本的に改正して、	精神保健福祉法を一度廃止して、例外的に非自発的	医療合同チームでは意見の分かれた論点である。
25頁1行目 観点から、具体的な適正手続	観点から、他の者との平等に基づく具体的	より、適正な人権を担保するため
25頁5行目	解消するためには、精神保健福祉法を廃止	意見の分かれた論点

解消していくことが必要である。このため、	することも検討すべき。	
25頁8行目 公的機関の役割を含めた	公的機関の役割を明示し、権利擁護機関の創設も含めた	ほぼ一致している論点
25頁12行目 精神病床と、人権への理解を含め高い資質を備えた十分	精神病床数を明示し、そこに至る道筋を創ることと、人権への理解を含め高い資質を備えた他科と遜色ない十分	

25頁22行目 精神医療の質の向上	精神医療と地域資源の質の向上	社会モデルであることから
25頁23行目 新設	・ 研修を受けた当事者相談員（権利擁護者）はこの章のいずれの場合にも大きな力となりうるという観点からその積極的な活用を図り明確に位置づけること	PSWのみが、独占的地位を持たないようにするためには、現下自立支援法改正に付帯したPSW法の改正に伴い、とりわけ精神障害者に必要となる、私達抜きに私達の事を決めるな、を担保する根拠がいるから